

広告募集案内【定価制】
(印刷物広告掲載仕様書)

令和5年二十歳の市民を祝うつどい記念冊子に広告を掲載する事業者を以下のとおり募集します。

■対象印刷物

▼表紙画像：前回（令和4年1月）配布分

名 称	令和5年二十歳の市民を祝うつどい記念冊子	
内 容	式典プログラム、実行委員企画ページ、会場案内図、注意事項、事務局ページ 等	
規格	判 型	A6判 / 4色刷り / 両面印刷
	ページ数	24頁
発行部数	27,000部（見込み）	
配布期間	令和5年1月9日	
配布方法 (対象者・場所等)	対象者：平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの横浜市民のうち、式典当日の参加者（昨年度参加者数：21,913人） 場所：横浜アリーナ	
備 考	全24頁のうち、2頁広告枠を設ける予定です。何頁目に掲載するかは本市が決定します。	



■広告内容

掲載場所	スペース（縦×横）	枠数	色数	広告料（1枠、税込）	アリーナ使用料（税別）
記念冊子	148mm×105mm	2枠	4色	75,000円	20,000円/1社

■広告掲載に関する条件

- ・横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。
- ・広告原稿は、内容等事前に本市と協議するとともに、指定された期限までに入稿すること。広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・横浜アリーナへの広告使用料を直接お支払いください。（仕様書に記載しているアリーナ使用料（税別）、令和2年4月1日現在の金額）
【参考：横浜アリーナ料金表】 <https://www.yokohama-arena.co.jp/organizer/use/fee.html>
- ・広告主に起因する苦情や、第三者に生じた損害賠償等に関しては、本市は一切責任を負わないこととします。
- ・広告料は、本市の発行する納入通知書により、本市の指定する期限までに納入してください。
- ・中止・延期・または開催方法を変更した（完全オンライン開催等）場合、広告料の負担は不要です。ただし発生した費用についての補償はいたしません。
- ・その他以下に掲げる広告は掲載できません。
 - (1) 二十歳の市民を祝うつどい式典に参加する者には二十歳未満の者も含まれるため、酒類（ノンアルコール飲料含む）、たばこ（喫煙マナー向上のための広告を含む）等、二十歳未満にふさわしくない広告。ただし、「適正飲酒の普及啓発広告」はこの限りではない。
 - (2) 霊園、墓地、墓石、葬儀社等、死を連想させる広告。
 - (3) 学習塾、英会話教室、私立学校（大学除く）及び左記に準じる業種の広告は、本市へ事前に相談するものとする。
 - (4) その他、事業の主旨及び社会的な状況を踏まえ、掲載が望ましくないと本市が判断した広告。

■原稿の制作等

初稿入稿締切	令和4年 10月 7日 (金)
最終入稿締切	令和4年 10月 28日 (金)

- ※ 原稿右上に四角囲みで広告と明記してください。
- ※ 広告掲載頁に、二十歳の市民を祝う言葉等を記載してください。
- ※ 広告料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。完全データにて入稿してください。（データ形式：イラストレータ、PDF、文字はアウトライン化、判型：A6 サイズ）
- ※ 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。
- ※ 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。
- ※ 入稿時には出力見本を添えてください。
- ※ 入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこととなりますが、その場合であっても広告料はお支払い頂きますのでご注意ください。

■申込み

申 込 条 件	広告代理店のほか、広告主自らの申込みも可能です。
申 込 方 法	申込書（別紙）をEメールまたは郵送で下記申込先へ送付してください。 ※1社につき1枠お申込みが可能です。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込は同順位として取扱います。 同日内に空き枠数を超えたお申込があった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。）
募 集 開 始 日	令和4年8月19日 (金)
申 込 期 間	令和4年8月19日 (金)～令和4年9月2日 (金)
申 込 先	(担当課名) 横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 (所在地) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 (TEL) TEL 045-671-3282 (Eメール) ky-seijinshiki@city.yokohama.jp

広告掲載申込書（印刷物・施設広告：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	令和5年二十歳の市民を祝うつどい 記念冊子		
	広告内容			
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する・希望しない・登録済）